

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十三日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚

孝

<p>路 線 名</p>	<p>東京所沢線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>所沢市大字久米字北久米二一七二番一 地先から同市大字山口字村中四一一番一 ○地先まで（ただし、関係図面に表示す る部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年二月二十六日 午後三時〇〇分</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十五年三月二十六日埼玉 県川越県土整備事務所長告示第 十二号で告示した道路予定区域の 一部供用開始である。 延長八四八・〇〇メートル</p>